



## 工事受注者の皆様へ

### 現場立入点検を実施しています！ ～適正化法に基づく工事施行の適正化重点点検～

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、公共工事のより一層の適正な施工体制の確保と徹底を図るため、年に2回程度「工事施行の適正化重点点検」を実施しています。

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」においては、施工体制の適正化や安全衛生、その他の労働環境の改善の配慮がうたわれており、より一層の適正な施工体制の確保と徹底が求められています。

清掃一組では、工事適正化推進要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法や品確法の趣旨の徹底をより一層図るため、清掃一組が発注した稼働中の請負工事を対象に「工事施行の適正化重点点検」を実施しています。本点検では、任意に抽出した案件について、現場立入、ヒアリング等を行います。

※「工事施行の適正化重点点検」の実施方法については、清掃一組ホームページをご参照ください。

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/gijutsu/komu/syorui.html>

#### 【問合せ先】

東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部  
技術課 工務係  
TEL：03-6238-0782